

70 歳以上のお客さまへ

ATM でのキャッシュカードによるお引き出し額の引き下げについて

いつも埼玉縣信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

すでにご存じのことと思いますが、警察・銀行協会・金融庁・金融機関等を名乗り、キャッシュカードをだまし取り、ATM で現金を不正に出金するカード詐欺被害が、特に高齢者を中心に多く発生しております。

当金庫では、2017 年 5 月より、いわゆる「振り込め詐欺」による被害拡大を防止するため、70 歳以上、かつ過去 3 年間にキャッシュカードによる振込のご利用のないお客さまを対象にキャッシュカードによる振込のご利用を停止させていただいていますが、上記のような特殊詐欺に対してもお客さまが安心してお取引いただけるよう、ATM でのキャッシュカードによる 1 日あたりのお引き出し限度額の引き下げを実施いたします。

大変ご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対応ですので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

■ 対象となるお客さま

当金庫のキャッシュカードをお持ちの 70 歳以上の個人[※]のお客さま。

※個人事業主口座は、払い戻し限度額引き下げの対象外です。

■ 変更後のお引き出し限度額

ATM でのキャッシュカードによる 1 日あたりの払い戻し限度額を 10 万円[※]といたします。

※当金庫 ATM および提携金融機関の ATM による現金払い戻し、カード振込、デビットカードのお取引にともなう限度額です。

■ 変更日

2024 年 1 月 4 日（木）

■ その他

- ・生体認証取引でのキャッシュカードによるお引出しにつきましては、限度額の変更はございません。
- ・変更日以降に、限度額を超えるお引出しをする場合や、払い戻し限度額の変更（引き上げ）を希望される場合は、営業店窓口にて承ります。ご来店の際は、キャッシュカード・写真つきのご本人確認書類をご持参くださいますようお願いいたします。

※詳しくは各営業店窓口までお問合せください。